

犬山市議会第86号議案

犬山市水道事業給水条例の一部改正について

犬山市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年11月28日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説明)

この案を提出するのは、災害等の非常時における給水装置工事の施行者に関する特例を設けるため必要があるからである。

## 犬山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

犬山市水道事業給水条例（平成10年条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第39条」を「第39条・第40条」に改める。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第39条を第40条とし、第7章中同条の前に次の1条を加える。

（準用）

第39条 第7条第1項ただし書の場合において、他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が施行する給水装置工事については、指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事とみなしてこの条例の規定を適用する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○犬山市水道事業給水条例の一部改正のための新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
目次	目次
第1章～第6章 略	第1章～第6章 略
第7章 補則（第39条・第40条）	第7章 補則（第39条）
附則 (工事の施行)	附則 (工事の施行)
第7条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。	第7条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。
2及び3 略 (準用)	2及び3 略
第39条 第7条第1項ただし書の場合において、他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が施行する給水装置工事については、指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事とみなしてこの条例の規定を適用する。	第39条 略
第40条 略	